

入札説明書

この入札説明書は、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号。以下「会計規則」という。）の規定に基づき作成したものであり、本件委託業務に係る入札案内において定めるもののほか、競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

紫電改展示館新築展示製作業務

(2) 委託業務の内容等

契約書（案）及び紫電改展示館新築展示製作業務委託仕様書のとおり。

(3) 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 12 日まで

(4) 入札方法

ア 1 (1) についての総価で行う。

イ 入札は紙入札で行うこととする。

ウ その他、8 及び入札者心得のとおりとする。

2 入札参加者に必要な資格

(1) 愛媛県知事の審査を受け、令和 5 ～ 7 年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(3) 入札参加資格確認書の提出期間の最終日から入札日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間がない者であること。

(4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団及びこれらの利益となる活動を行う者に該当しないこと。

(6) 過去 15 年以内（平成 22 年 4 月 1 日から本件公告日まで完了した業務）において、日本国内における国、地方公共団体又は独立行政法人が設置した博物館等の施設において実物資料、造形、グラフィック、映像・音響機器等を用いる常設の展示物を元請業者として製作・設置した実績を有する者であること。なお、実績として認める業務は以下の条件を全て満たすものとする。

(実績として認める業務の条件)

- ・施設分類 文化施設（博物館又は博物館に類する施設）
- ・施設規模 常設展示面積 450 m²以上
- ・展示分野 歴史

3 入札参加資格確認方法

入札に参加を希望する者は、必要な資格を有することの確認を受けるため、次のとおり必要な書類を提出しなければならない。

(1) 必要書類

- ア 誓約書（様式1）
- イ 入札参加資格確認書（様式2）
- ウ 既成の実績等が確認できるもの

上記2(6)に示す実績等について、内容の確認できる資料（コピー可）を添付すること。

4 入札参加資格確認書の提出方法等

(1) 提出先

愛媛県土木部道路都市局都市整備課（下記19参照）

(2) 提出期限

令和7年9月30日（火）午後5時15分まで

(3) 提出方法

メール、持参又は郵送（期限必着）

(4) 受付時間

持参する場合は、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く日の、午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの間を除く）とする。

(5) 決定通知等

提出された関係書類の内容を確認し、入札日までに提出者に「入札参加資格決定通知書」により通知する。

- (6) 製造の請負等に係る競争入札参加資格を有しない者は、製造の請負等に係る競争入札参加資格審査申請書（以下「製造の請負等申請書」という。）を知事に提出し、入札日までに資格を取得すること。

製造の請負等申請書の提出先

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県 出納局 会計課 用品調達係

電話 (089) 912-2156

(7) その他

- ア 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- イ 提出された申請書は返却しない。
- ウ 申請書について説明を求められた場合は、それに応じること。

5 入札参加資格が認められなかったものに対する理由の説明

- (1) 入札参加資格を認められなかった者は、その理由について、知事に対して説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明を求める場合は、その旨を記載した書面を、令和7年10月9日（木）までに5(1)に掲げる場所に直接提出すること。
- (3) (2)の書面を提出した者に対する回答は、令和7年10月24日（金）までに、書面により行う。

6 質疑事項の取り扱い

質疑事項がある場合は、質問書（様式3）により質問を行うこと。

- (1) 提出先
愛媛県土木部道路都市局都市整備課（下記19参照）
- (2) 提出期限
令和7年9月24日（水）午後5時15分まで
- (3) 提出方法
電子メール、持参又は郵送（期限必着）
〔注〕電子メールの場合は、件名を必ず「紫電改展示館新築展示製作業務の質問」とすること。
- (4) 回答方法
令和7年9月30日（火）から10月2日（木）までの間、この入札を公告する愛媛県のホームページ上で閲覧に付す。

7 入札及び開札の日時、場所等

- (1) 日時
令和7年10月3日（金）午前11時00分
- (2) 場所
愛媛県松山市一番町4丁目4番地2 愛媛県庁4階土木部会議室
- (3) 開札は、即時開札とする。

8 入札

- (1) 入札参加者又はその代理人は、愛媛県会計規則、契約書（案）、仕様書等を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、19に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとし、郵便、加入電話、電報、ファクシミリ、その他の方法による入札は認めない。
- (3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (4) 入札参加者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書（様式5）を提出しなければならない。この場合、愛媛県があらかじめ用意した入札書を使用することが出来る。
ア 委託業務名

イ 入札金額

ウ 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、名称又は商号及び代表者の職氏名。以下同じ。）及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）

エ 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所、氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印。

- (5) 入札参加者又はその代理人は、書類の文字及び印影を、明瞭で、かつ消滅しないもので記載し、入札金額は、アラビア数字を用いること。
- (6) 入札参加者の代理人は、委任状（様式6）に、入札の際に代理人が使用する印鑑を押印すること。
- (7) 入札書は、封入のうえ提出すること。
- (8) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印をしておかなければならない。ただし、金額部分の訂正は認めない。
- (9) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書及び委任状の返還、引換え、変更又は取消しをすることはできない。
- (10) 入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたとき、又は天災その他必要と認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することがある。この場合において、入札執行者は入札者の損害に対する責を負わないものとする。
- (11) 入札金額は、本件委託業務に要する費用一切の諸経費を含めた金額を記載することとする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（入札者が見積もる契約金額。当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者又はその代理人は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 開札

- (1) 入札公告等により競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出した者が、開札時に競争に参加する者に必要な資格を有すると認められることを条件に、あらかじめ入札書を提出した場合において、当該者に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき、又は資格を有すると認められなかったときは、当該入札書は落札決定の対象としない。
- (2) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (3) 入札会場には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び(2)の立会職員以外の者は入室することができない。
- (4) 入札参加者又はその代理人は、開札時刻後においては入札会場に入場できない。
- (5) 入札参加者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、入札会場を退場することはできない。

- (6) 入札会場において、次の各号の一に該当する者は、当該入札会場から退去させる。
- ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は、不正な利益を得るための連合をした者
- (7) 入札参加者又はその代理人は、本件委託業務に係る入札について他の入札参加者の代理人となることはできない。
- (8) 予定価格の制限内の価格での入札がないときは、3回を限度として入札をするものとする。3回の入札をするもさらに落札者がいないときは、2回を限度として見積（様式7）に移行するものとする。

10 入札保証金

- (1) 入札に際しては、入札者が見積もる契約金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。
- ただし、「入札（契約）保証金免除申請書（様式4）」を提出し、免除の決定を受けた者は、これを免除する。（別添「入札（契約）保証金について」を参照）
- (2) 入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、愛媛県に帰属する。
- (3) 入札保証金に係る取扱いについては、会計規則の規定による。

11 無効の入札書

次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。

- (1) 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 委託業務名及び入札金額のない入札書
- (3) 入札参加者本人の氏名及び押印のない、又は判然としない入札書
- (4) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書（入札参加者本人の氏名又は代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理であることが委任状その他で確認されたものを除く）
- (5) 委託業務等の名称に重大な誤りのある入札書
- (6) 入札金額の記載が不明瞭な入札書
- (7) 入札金額を訂正した入札書
- (8) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
- (9) 数回にわたり反復して行う入札において、前回の最低入札金額以上の金額を記載した入札書
- (10) その他、入札に関する条件に違反した入札書

12 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格でもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

- (3) (2)の同価格の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (4) 落札者を決定したときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に通知するものとする。
- (5) 落札者が、指定の期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

13 契約保証金

- (1) 契約保証金は契約金額の10分の1以上の額とする。
ただし、「入札（契約）保証金免除申請書（様式4）」を提出し、免除の決定を受けた者は、これを免除する。（別添「入札（契約）保証金について」を参照）
- (2) (1)に定めるもののほか、契約保証金に係る取扱いについては、会計規則の規定による。

14 契約書の作成

- (1) 競争入札を執行し契約の相手方が決定したときは、相手方に契約を締結する旨の通知をした後、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。
- (2) 契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

15 契約条項

別添契約書（案）及び添付書類のとおり。

16 入札関係書類の交付

令和7年9月30日（火）午後5時15分までの間、愛媛県ホームページでのダウンロードによるほか、下記19の事務を担当する部局で手渡しにより交付する。

17 入札者に求められる義務

- (1) 入札参加者又はその代理人は、入札公告等において求められた経済上及び技術上の要件について、指定する期日までに入札参加者の負担において完全な説明をしなければならない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、入札公告等において求められた委託業務に係る仕様について、指定する期日までに入札参加者の負担において完全な説明をしなければならない。

18 その他の事項

- (1) 入札参加者若しくはその代理人又は契約の相手方が、本件の入札契約手続きに関して要した費用については、すべて当該入札参加者若しくはその代理人が負担するものとする。
- (2) 本件委託業務に関しての照会先は、19に掲げるとおり。

19 事務を担当する部局

- (1) 担当係名 愛媛県土木部道路都市局都市整備課公園緑地係
- (2) 所在地 〒790-8570 松山市一番町4丁目4番地2
- (3) 電話番号 089-912-2747
- (4) FAX 番号 089-912-2744
- (5) E-mail toshiseibi@pref.ehime.lg.jp